

## 志賀原子力発電所 2号機の手動停止について

平成21年11月13日  
北陸電力株式会社

志賀原子力発電所 2号機は、第 2 回定期検査における定格電気出力での調整運転中のところ、昨日（12日）16時43分非常用ディーゼル発電機<sup>1</sup> A号機の定例試験において、動作可能であることが確認できませんでした。このため、非常用ディーゼル発電機 B号機の健全性確認を実施したところ、本日（13日）0時05分、B号機も動作可能であることを確認できなかったため、保安規定に従い、原子炉を手動停止することを 1時30分に決定し、7時00分より出力降下を開始しました。

昨日（12日）、非常用ディーゼル発電機（A号機）の定例試験においてターニング操作<sup>2</sup>を開始したところ、16時03分にディーゼル機関のシリンダのインジケータ弁<sup>3</sup>から潤滑油が漏れ出ました（約100cc）。

このため、当該ディーゼル発電機の動作可能が確認できないとして、保安規定に基づき、16時43分に「運転上の制限<sup>4</sup>」を満足していないと判断しました。これに伴い、速やかに保安規定において要求されている措置<sup>5</sup>として、残りの 2 台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認していたところ、B号機についてもシリンダのインジケータ弁から潤滑油（約 2 cc）が漏れ出たため、本日（13日）0時05分、同様にディーゼル発電機の動作可能が確認できないと判断しました。

3台のうち 2 台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認できない状態となったため、保安規定に従い、原子炉を手動停止することを 1時30分に決定し、7時より出力降下を開始しました。

潤滑油が漏れ出た原因については、現在調査中です。

外部への放射能の影響はありません。

また、非常用炉心冷却装置の作動はありません。

本件につきましては、法令および安全協定に基づき、国、石川県および志賀町に連絡しています。

以上

添付資料：非常用ディーゼル発電機 潤滑油系統図

1 非常用ディーゼル発電機：

発電所の所内電源喪失時に所内への電源を供給するためのディーゼル機関駆動の非常用発電機。

2 ターニング操作：

ディーゼル発電機を運転する前に予めシリンダ内に水や油等がないか確認するためにディーゼル発電機をモータでゆっくり回す操作。

3 インジケータ弁：

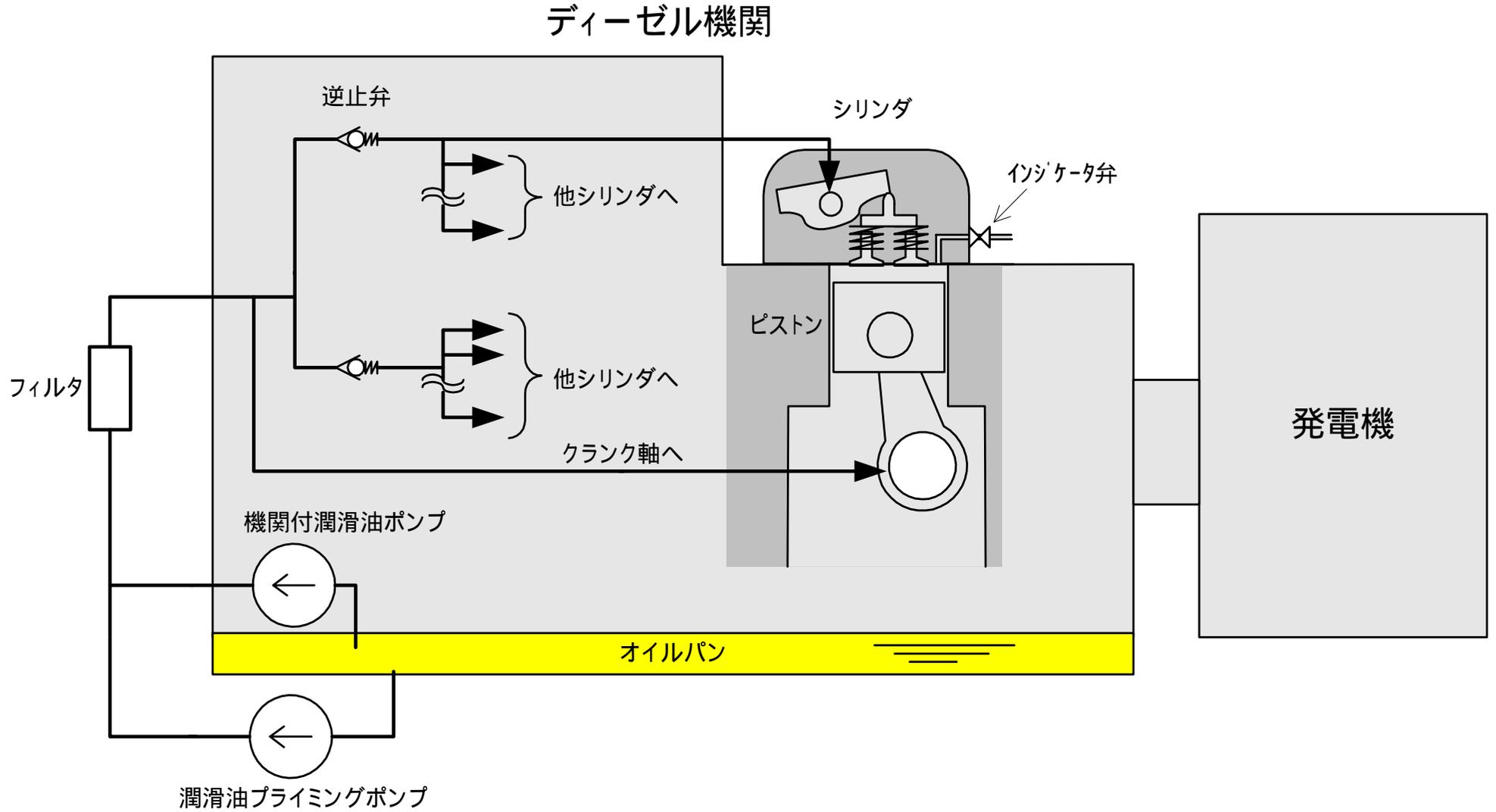
ピストンのシリンダ内に水や油等が入っていないか確認する際に開放する弁。

4 運転上の制限：

保安規定では、原子炉の運転状態に応じ、「運転上の制限」を定めている。今回の「運転上の制限」は、ディーゼル発電機3台全てが動作可能であること。

5 保安規定において要求されている措置：

保安規定では、1台のディーゼル発電機が動作可能でない場合は、運転を継続しながら10日以内で復旧することが要求されており、その場合、速やかに残りの2台のディーゼル発電機及び原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する必要がある。また、2台以上が動作不能の場合は24時間以内に原子炉を停止する必要がある。



非常用ディーゼル発電機 潤滑油系統図